### HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	<判例研究>風俗営業所の拡張変更承認処分の取消訴訟 と風俗営業制限地域居住者等の原告適格 : 大阪地裁 平成一八年一〇月二六日判決(判例地方自治二九〇巻 一二〇頁)
著者	近藤,哲雄
引用	北海学園大学法学研究,43(2):487-504
発行日	2007-09-00

# 判例研究〉風俗営業所の拡張変更承認処分の取消訴訟と

## 風俗営業制限地域居住者等の原告適格

大阪地裁平成一八年一〇月二六日判決 (判例地方自治二九〇巻一二〇頁)

近 藤 哲 雄

### (事実の概要)

地から直線距離で約二〇〇メートルの位置にある住居に居住て賃貸マンションを所有し経営している株式会社Xと本件敷分(以下「本件敷地」という。)と道路を隔てた南西隣りにおいが張の変更承認に関する申請に基づき、いずれも変更承認処拡張の変更承認に関する申請に基づき、いずれも変更承認処工回にわたるパチンコ店営業所(以下「本件営業所」という。)

対して取消訴訟を提起した。

対して取消訴訟を提起した。

がう。)に違反してなされたものであるとして、Y(大阪府)にの規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「承件条例」といの規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」とする保育所の通所圏内にあるXは、本件各承認は風俗営業等する保育所の通所圏内にあるXは、本件各承認は風俗営業等し、かつ、同住居が本件敷地から一○○メートル以内に所在

する必要があるものとして政令で定める地域内にあるとき」業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限の風営法四条二項二号は、風俗営業の不許可事由として、「営の

合は、 準工業地域で住居集合地域とされていない。 院・診療所の敷地の周囲おおむね一○○メートルの区域を風 域」(一号ロ)としたうえ、 がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地 他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその特性にか ない地域」(一号イ)および「その他の地域のうち、学校その 居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少 と同じ第一種住居地域に居住している。 俗営業の制限地域と定めている。Xのマンションの所在地は 低層住居専用地域等の住居集合地域および学校、保育所、 んがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要 と規定している。この規定を受け、 を限度とすることとしている。大阪府は、本件条例で第一 当該施設の敷地の周囲おおむね一〇〇メートルの区域 同条二項でロの制限地域を行う場 風営法施行令六条は、「住 Xは本件営業所 病 種

ある。 初の処分範囲を超えて拡大することを認めたものであるから ければならない 所の許可は規制が強化される前の昭和五九年に受けたもので から一○○メートル以内の場所に位置しているが、 本件営業所は、 原告は、 が、 その変更許可は既得の権利の範囲内でされな 住居集合地域にあり、かつ、 本件各承認は敷地を広げるなど規模を当 保育所の敷地 本件営業

> 格を有するかどうかが争点となった。 で本案前の問題として、X・Xが処分取消しを求める原告適 違法な処分であるとして、訴訟を提起したものである。 そこ

又は必然的に侵害されるおそれがある者は、 を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一 然的に侵害されるおそれがある者をいうのであり、当該処 己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必 訴訟における原告適格を有するものというべきである。 上保護された利益に当たり、当該処分によりこれが侵害され 含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律 人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を 公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個 (1)「『法律上の利益を有する者』とは、 当該処分により自 当該処分の取消

容及び性質を考慮し、この場合において、 護された利益の有無を判断する当たっては、 旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益 となる法令の規定の文言のみによることなく、 ②「そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保 当該法令の趣旨及 当該処分の 当該法令の 根拠

も勘案すべきものである。」

る。」 (1)風営法施行令六条一号口および二号の規定は、特定の二 (1)風営法施行令六条一号口および二号の規定は、時間のと解されるから、上記基準に従って定められた本件条例二条一項二号は、同号所定の施設につき善良で静穏な環境の下条一項二号の規定は、「特定の二 (1)風営法施行令六条一号口および二号の規定は、「特定の二 (1)風営法施行令六条一号口および二号の規定は、「特定の

境を害する行為を防止するために必要な制限を課することが 条一項一号は、「その文言上、住居集合地域に居住する個人の から日出時までの営業を禁止し(一三条)、 きない。 個別的利益の保護を意図する趣旨を当然に読み込むことはで 六条) ⑵風営法施行令六条一号イに基づき定められた本件条例二 ほ 振動及び広告宣伝について規制を設ける しかしながら、 か、 条例による善良な風俗若しくは清浄な風俗環 風営法は、 風営業者に対し午前〇時 営業所周辺におけ (一五条、

を定めている(四条二項)。」
を定めている(四条二項)。」
かる出、そのような規制では足りず、営業所の設置基準を政令する必要がある地域があることを認め、その設置基準を政令る上、そのような規制では足りず、営業所の設置自体を禁止できるとする(二一条)など、営業所周辺における善良で清できるとする(二一条)など、営業所周辺における善良で清

り、 地域は、 当該施設から同 設置を制限する必要があるものとして定められた地域であ らない。 響を受ける被害の程度は、営業所に接近するにつれて増大す 境保護を学校等の周辺におけるそれと少なくとも同列に扱 う構造を採っており、 域以外の地域のうち、学校等の周辺を制限地域と定めると ると考えられ、この点において居住者と学校等施設とは異 ていると解される。また、風営法に違反した違法な営業許可 制限地域として、まず住居集合地域を挙げ、 に基づく営業がされた場合、これにより風俗環境の悪化の影 「そして同条を受けて制定された風営法施行令六条一 両者の制限地域の定め方の違いは、学校等につい さらに、 いずれも清浄な風俗環境を保全するために特にその 心円を描くという方法が可能であるのに対 前記の通り、 同条は、 住居集合地域と特定施設周辺 住居集合地域における風俗環 次に住居集合地 ては、 号は、

まで読み込むことには疑問がある。」

・大学ので生活する個別的な利益は保護しないとする趣旨業務する利益を個別的に保護し、居住者に対してはそのよう文言の違いから、学校等に対しては善良で静穏な環境の下で、 
立の違いから、学校等に対しては善良で静穏な環境の下でで、 
をのようでを選択したものと解し得るのであり、そのし、住居については、そのような方法によって制限地域を適

というべきである。」というべきである。」というできである。」という個別的利益を保護する趣旨の規定と解する余地もあるに居住する住民に対しても、清浄な風俗環境の下で生活するについて、これを、学校等の施設のみならず、住居集合地域「このような点に照らせば、風営法施行令六条一号の各規定

すべきであり、特定施設周辺地域との均衡からすれば、少ななできであり、特定施設周辺地域との均衡からすれば、少な及び同条の基準に従って規定された本件条例二条一号によっ及び同条の基準に従って規定された本件条例二条一号によっこと、違法な営業許可等がされた場合の被害は、営業所からまた、違法な営業許可等がされた場合の被害は、営業所からな住民のうち、営業所の周辺に居住する住民の数も膨大である。

あることが必要と解するのが相当である。」くとも、営業所からの距離がおおむね一○○メートル以内で

きない。」 「原告会社は法人であり、清浄な風俗環境の下で生活する三 「原告会社は法人であり、清浄な風俗環境の下で生活する三 「原告会社は法人であり、清浄な風俗環境の下で生活する

用できない。」
「原告会社は、本件マンションの賃貸人としてその賃借人の「原告会社は、本件マンションない。また、原告会社は、本件各承認により本件マンションない。また、原告会社は、本件各承認により本件マンションない。また、原告会社は、本件各承認により本件マンションない。また、原告会社は、本件各承認により本件マンションない。また、原告会社は、本件各承認により本件マンションの経営が圧迫されたとも主張するが、本件各承認の取消しを求めるということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張は理由がるということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張も採るということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張も採るということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張も採るということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張も採るということを窺わせる法令上の根拠はなく、この主張も採るということを窺ります。

から一○○メートル以内に所在する保育所の通所圏内に居住離れているから原告適格はない。また、原告ススは、本件敷地四 原告ススは、原告住居が本件敷地から約二○○メートルも

採用できない。現在、原告には子や孫がいないので、その主張は前提を欠き、現在、原告には子や孫がいないので、その主張は前提を欠き、しており、いずれは子や孫が当該保育所に通うと主張するが、

### (評釈)

はじめに

護され ものである。 律上保護に値する利益説とは、 が保護しているかどうかで判断しようとするものであり、 とは、 護に値する利益説」の対立がある。法律上保護された利益説 の解釈をめぐって、「法律上保護された利益説」と「法律上保 の利益を有する者」 訴法」という。)九条は処分の取消しを求めるにつき「法律上 取消訴訟の原告適格については、行政事件訴訟法(以下「行 原告適格の範囲につき、原告の利益を処分の根拠法規 たものに 限定されず、 に限ると規定している。 事実上の利益でも足りるとする 原告の利益が法律によって保 周知の通り、こ 法

行政不服申立資格について「当該処分について不服申立をす三月一四日民集三二巻二号二一一頁)である。この判決は、の説を明確にしたのは主婦連ジュース事件(最判昭和五三年最高裁判例は法律上保護された利益説である。最高裁がこ

の目的、 むことを明らかにした。そして、 約する行政法規には当該法規と目的を共通する関連法規も含 成元年二月一七日民集四三巻二号五六頁) 件(最判昭和六〇年一二月一七日判時一一七九号五六頁)で 原告適格の判断基準を示した。 かれる制約を含むものである」とし、 「直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然導 は、個人的利益を保護するためにする行政権の制約につい を拡大する方向で変わりつつあった。 は原告適格が狭くなることから、 利益とは区別される」として、 課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射 により保障されている利益であって、 することを目的として行政権の行使に制約を課していること 侵害されるおそれがある者をいう」として、 権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的 る法律上の利益のある者、 た利益とは、 た利益説を定式化した。そして、同判決は、「法律上保護され 特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を 行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護 すなわち、 公益と個別的利益の違い しかし、 もんじゅ事件 その後、 それは、 すなわち、伊達火力事 新潟空港事件 当該処分により自己 このような考え方で では、 最高裁は原告適格 法律上保護され 行政法規が他 行政 (最判平成 (最判平 権を制 から 0)

断すべきである」とした。 年九月二二日民集四六巻六号五七一頁)では、「行政法規が、 年九月二二日民集四六巻六号五七一頁)では、「行政法規が、 の が が が が が の に の に の に の と の と の の と す る の は 、 当 ま の に の と す る の に の に の に の に の と の と の と の に に に の に に に の に の に に の に の に 。 に の に の に の に の に に

たっては、 当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨 性質」、「当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、 び目的」、「当該処分において考慮されるべき利益の内容及び 定の文言のみによることなく」とした上、「当該法令の趣旨及 の利益」の有無を判断する際の考慮事項を定めたものである。 の拡大を図る観点から、 決の相手方以外の者に関する「法律上の利益」の判断に関し する従来の同法九条の規定が同条一項とされ、 及び目的」 すなわち、同項は、「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規 て同条二項が新設された。二項は国民の権利利益の救済範囲 取消訴訟の原告適格について 成一六年に司法制度改革の一環として行訴法が改正さ 当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反し および 「当該利益の内容及び性質を考慮するに当 このような第三者について「法律上 「法律上の利益」 処分または裁 を要件と

格は実質的に拡大するものとされていた。高裁の判例を明文化したものであるが、これにより、原告適この改正は、「法律上の利益」の解釈について、それまでの最にこれが害される態様及び程度」を考慮事項として定めた。てされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並び

して、 告適格を否定していた判例 音 受けないという具体的利益を保護しているとした。 性質等を検討し、周辺住民に対し、違法な事業に起因する騒 ことを防止することを趣旨および目的としているとした。 によって、 よび目的を考慮し、都市計画法は、 における事業地周辺住民の原告適格について、 田急高架化事件) とから、 よび東京都環境影響評価条例を挙げ、 市計画法と目的を共通する関係法令として公害対策基本法 最判平成一七年一二月七日民集五九巻一○号二六四五頁、 平成一七年には、早速法改正の趣旨に従った最高裁の判例 振動等によって健康または生活環境に係る著しい 都市計画法が保護しようとしている利益の内容および 同判決は周辺住民の原告適格を認め、 周辺住民に健康または生活環境の被害が発生する が現れた。 (最判平成一一年一一月二五 都市計画事業の認可の取消訴訟 事業に伴う騒音、 これらの規定の趣旨. 同判決は、 周辺住民の原 以上のこ 振動等 日判 そ 都

時一六九八号六六頁)を変更すべきものとした。

### | 風俗営業許可の取消訴訟の原告適格について

辺の地域」(一号ロ)と規定し、後者については当該施設の周 する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周 特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全 学校その他の施設で学生等のその利用者の構成その他のその て、「住居が多数集合しており住居以外の用途に供されている これを受けて定められた風営法施行令六条は、前記基準とし 業所につき許可をしてはならない 従い都道府県の条例で定める地域内にあるときには、 の設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に と規定している。 土地が少ない地域」(一号イ)および「その他の地域のうち、 員会は、 の許可を受けなければならない(三条一項)。そして、公安委 条)、風俗営業を営もうとする者は、営業所ごとに公安委員会 ため、営業区域等を制限することなどを目的としており(一 |おおむね一〇〇メートルの区域を限度とすること (二号) 風営法は、 当該営業所が良好な風俗環境を保全するため特にそ 善良な風俗と清浄な風俗環境を保持するなどの これら規定に基づき、 (四条二項二号)とされ、 各都道府県では条例 当該営

た。

平成六年九月二七日判時一五一八号一〇頁、以下「平成六年 巻九号一八二一頁、以下「平成一〇年判決」という。)があっ 否定した最高裁判決 判決」という。)と住居集合地域に居住する住民の原告適格を を求めた診療所経営者の原告適格を認めた最高裁判決 下「保護対象施設」という。)の周辺地域を定めてい 居集合地域および学校、 で風俗営業制限地域として、 このような制限地域規定の下で、 (最判平成一○年一二月一七日民集五二 図書館、 第一 児童福祉施設、 種低層住居専用地域等の 風俗営業の許可の取る . る。 (最判 消

を害されたことを理由として許可処分の取消しを求める訴えしていると解すべきであるから、保護対象施設の設置者は、していると解すべきであるから、保護対象施設の設置者は、風俗制限地域内に風俗営業が許可された場合には、当該利益を害されたことを理由として許可処分の取消しを求める訴えでおるがら、保護対象施設の設置者は、二号およびこれに基づく条例は診療所等の施設につき善良で二号およびこれに基づく条例は診療所等の施設につき善良でを提起するにつき原告適格を有するとした。

て個々人の個別的利益をも保護すべきものとする趣旨を含む、法の風俗営業の許可に関する規定が一般的公益の保護に加え、一方、平成一〇年判決は、「(風営法一条の)目的規定から、 は

は 広がりのある地域の良好な風俗環境を一般的に保護しようと 解しがたい」、「(風営法施行令六条一号イ)の規定は、一定の も保護すべきものとすることを禁じているとまでは解されな にゆだねており、 例の規定は、)住民の個別的利益を保護する趣旨を含まない 相当である」、「そうすると、右基準に従って規定された とはいえないことを併せ考えれば、施行令六条一号イの規定 こと、」「同号にいう『良好な風俗環境』 的利益を保護を図ることをうかがわせる文言は見あたらない していることが明らかであって、同号ロのように特定の個別 人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは れるのであって、 営業の制限地域の指定を行うことを予定しているものと解さ いものの、 の規定は、 ことを読み取ることは、困難である」、「(風営法四条二項二号) のと解される」として、 は専ら公益の面から保護するとしてもその性質にそぐわない 専ら公益保護の観点から基準を定めていると解するのが 良好な風俗環境の保全という公益的見地から風俗 具体的地域指定を条例に、その基準の決定を政令 同号自体が当該営業制限地域の居住者個々 それが公益に加えて個々人の個別的利益を 周辺住民の原告適格を否定した。 の中で生活する利益 ( 条 ₺

れていた。 適格は、改正行訴法の下で見直されることが確実であるとさ

### 三 判旨の検討

れたものである。以下その理由について検討する。を認める余地があるとしたが、結論として原告適格は否定さ本判決は、住居集合地域に居住する住民に対して原告適格

述べた。 めには、 判決で採られていた原告適格に関する定式を判示してい(1)本判決は、まず、判旨一(1)で、行訴法改正以前の最 判決もこの最高裁判決と同様、 事件でも判示されており、これによって最高裁は行訴法改正 らないが、 護すべきものとする趣旨であることを明らかにしなければ 採っている。 後も法律上保護された利益説に立つことを明らかにした。 この定式は、行訴法改正後の最高裁判決である小田急高架化 風営法が公益と区別された個々人の個別的利益を保 本判決は、 法律上保護された利益説で原告適格を認めるた 判旨二(2)で、 法律上保護された利益 これについて次のように の最高裁 説

言上、住居集合地域に居住する個人の個別的利益の保護を意まず、本判決は「風営法施行令六条一号イは、……その文

かし、

風俗営業許可の取消訴訟における周辺住民の原告

から、 で当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることな の二つを述べている。 るという結論を導き出している。 護を意図する趣旨を「当然に」読み込むことはできない は 別的利益を保護していないとされていたのであるが、 図 0 |利益を保護すべきものとする趣旨であると解する余地 ○年判決と整合性を図っている。 観点から基準を定めていると解する」とし、 ○年判決では風営法施行令六条一号イの規定は「公益保護 「する趣旨を当然に読み込むことはできない」とした。 当該法令の趣旨及び目的を考慮すると規定していること 風営法施行令六条一号イの規定の解釈については、 平成一〇年判決を否定するのではなく、 風営法の全体の規定を検討し、 本判決はその理由として次 そして、行訴法九条二項 周辺住民に対して個別 個別的利益 周辺住民 本判決 平成 平成 とし が の保 0 あ 個

音 • 営業時間 俗環境を害する行為の制限 を設けること 制限等」という。) 振動・広告宣伝の制限 の理由として、 の制限等の規定が周辺住民の原告適格を根拠づける (四条二項) 二項)を定めていることを挙げている。のほか営業所自体の設置を禁止する地域 風営法が営業時間の制限(一三条)、 を定めていることを挙げてい (一五条、 (二一条) など (以下「営業時間 一六条)、条例による風 騒

> 保護しているとしたものであろう。 が置かれたことに着目して、周辺住民に対して個別的 参考人は、 具体的な措置を講ずることが義務づけられてい 見ると、管理者には営業所周辺の清浄な風俗環境を守るた 営業者や従業員等は管理者の指示に従わなければならない ために必要な助言・指導義務があること 管理者は風俗営業者や従業員等が法令を遵守して業務を行う ないこと (二四条一項)、 ている。 管理者をおいてチェックするシステムをとっていること挙げ 参考人は、 理 と (二四条三項) ることとなるとし、 と思われる。 由となることについて立法者意思も本判決と同様であった 風営法は、 営業時間の制限等の規定を遵守するために管理 行訴法改正により周辺住民の原告適格は認められ すなわち、 などを規定している。 管理者を営業所ごとに置かなければなら その理由として騒音等の被害を守るため 行訴法改正 管理者の欠格条項 一の国会答弁で、 (二四条三項)、風 このような規定から (二四条二 る。 山崎政 山崎政 利益 項)、 俗 府

音 • 風営法一条の目的規定、 別的に保護していると主張されたのに対し、これに応答せず、 平 振動、 ·成一〇年判決は、 広告宣伝の規制の規定が周辺住民の生活利益を個 原告から風営法が営業時間 四条二項の条例による制限地域の規 0) 制 限

営業時間 なく、 定 た。 た。 周辺住民の個別的利益を保護する趣旨を含まないとしてい 営業時間の制限等の規定については、 拠とはならないとしたものであろう。 解すべき根拠は見あたらないとしていることから、 告人が風俗営業の許可の取消しを求める原告適格を有すると 営法施行令六条および条例について検討し、それ以外に、 月二五日判時一六〇一号一〇二頁)でもこれは支持されてい て 営業所が存する個別的・具体的な地域の事情に着目すること る解釈をしたものである。 0) |制限等の規定は周辺住民に対して個別的利益を保護する根 、俗環境をといった一般的公益を保護するものであると これらの規定等は専ら公益保護の観点から定めたもので、 これに基づく風営法施行令六条および条例について判断 平成一〇年判決は、 原告適格を否定していた。 平成一〇年判決の一審 一五五八号二二頁) 間の制限等の規定は営業所周辺の善良の風俗や清浄な 般的規制として一律に定められたものであるから、 では、 同判決が風営法一条、 (東京地判平成七年一一月二九日 控訴審 営業時間の制限等の規定は したがって、 平成一〇年判決と異な (東京高判平成八年九 四条二項、 本判決は、 営業時間 上 風

本判決が営業時間の制限等の規定から、周辺地域住民の個

当である。 生である。 当である。 第一の理由に関する判旨二(2)は妥明が「当該法令の趣旨及び目的」を考慮すべきことを規定し別の利益を保護する趣旨を読み取ったことは、行訴法九条二

はできない 施設について 地域を設けていることから可能となる説明である。 風営法が住居集合地域と保護対象施設について二通りの制限 で読み込むことには疑問がある」としている。 環境の下で生活する個別的な利益は保護しないとする趣旨 務する利益を個別的に保護し、 言の違いから、 いては、そのような方法によることができないから、「その文 ら同心円を描くという方法が可能であるのに対し、 制限地域の定め方の違いは、 の周辺におけるそれと少なくとも同列に扱っており、 行令六条一号が住居集合地域における風俗環境保護を学校等 護されているということを挙げている。 ては善良で静穏な環境の下で円滑に業務を運営する利益が保 第二の理由として、平成六年判決で診療所等の施設につ 0 原告拡大を意図する行訴法九条二項の下では 学校等に対しては善良で静穏な環境の下で業 制限地域規定がない場合にはこのような説明 学校等については、 居住者に対してはそのような すなわち、 第二の理由 当該施設 住居につ 風営法 保護対象 両者 施

由は大きな意義を有しているとは思われない。分根拠づけられていると解することができるから、第二の理営業時間の制限等の規定から周辺住民に対する原告適格は十

る。 ちらかが一次的でどちらかが補充的なものであると区別する 5 者が原告適格を有する以上、 まず規制され、 のような関係であるとすると、 施設周辺における規制の関係について、 〇年判決の第一審で、 対象施設周辺における制限の規定と同列としてい 一次的であって後者が補充的であるから保護対象施設の設置 辺 店が住居集合地域以 無にかかわらずパチンコ店は設置することはできない。 拠はない れるべきであると主張されたのに対し、 るの 住 パチンコ店が住居集合地域にある場合は保護対象施設の 民 が、 0 本判決は、 とした。 保護対象施設の存在が意味を有するのは、 原告適格が認めら 風営法の自然な解釈といえよう。 次いで、 住居集合地域に 住居集合地域における規制と保護対 外の地域にあるときである。 か 保護対象施設の周辺で規制されると Ĺ 周辺住民は当然原告適格が認め このような考え方には疑問があ n るかどうかという視点から チンコ店は住居集合地域で おける制限の規定と保護 原告から、 第一 両者の関係は、 審判決は、 る。 前者が第 両者がこ 平成一 パ チン ど そ 象

合には意味を有するのではないかと思われる。次に述べる原告適格が認められる周辺住民の範囲を論ずる場は、新行訴法の下では大きな意味を有するとは思われないが、

ない? 域に すべきものである」としたうえ、 件最高裁判決 パチンコ店から遠ざかるにつれて減少するから、 民の範囲が問題となる。パチンコ店による風俗環境の被害は 内に居住する住民にも原告適格を認めた。 もたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが 範囲内に居住する者のみに原告適格を認めたのに対し、 によって直撃を受けると考えられる半径二〇キロメー 避難可能性を考慮に入れて、万一に想定される最大級の事故 成元年七月一九日民集四六巻六号一〇六一頁) られるかが問題とされてい 定される地域内に居住する住民には原告適格が認められ 2周辺住民に原告適格が認められるにしても、 当該地域かどうかは 居住するすべての者に原告適格を認めることは 前記もんじゅ事件でもどの範囲の者に原告適格が認 (前掲最判平成四年九月二二日) 「社会通念に照らし、 た。 同事件控訴審 約五八キロ メ (名古屋高判平 は、 合理的 は ] 住居集合地 その周辺住 1 時間: 事故等 ル 0 1 でき 判断 同 ると 的 範 ル 0

本判決は、判旨二③で「個別的利益を保護される者は、住

とした。しかし、原告適格が認められる者の範囲をおおむね○メートル以内であることが必要と解するのが相当である」衡からすれば、少なくとも営業所からの距離がおおむね一○住民に限られると解すべきであり、特定施設周辺地域との均居集合地域に居住する住民のうち、営業所の周辺に居住する

○○メートル以内としたことには疑問がある。

ら ル以内」とすることについては、 六条一号口によるものと考えられる。「おおむね一○○メート 保護対象施設の種類によって制限区域の範囲が異なるものも としていると解されそうだが、都道府県の条例によっては、 阪府の条例から導き出されたのかは不明である。 できる。しかし、この場合の「おおむね一〇〇メートル以内」 あることを考えれば、 の設置を直接制限しているのは条例であるから、 は、風営法施行令六条一号ロからから導き出されたのか、大 であるとする本件の立場からすると、少なくとも「おおむね おける制限規定と保護対象施設周辺における制限規定が同列 ○○メートル以内」とすることは当然の結論ということが 周辺住民の原告適格を導き出すことを重要視しない立場に 周辺住民の原告適格を認める理由として、 その根拠は条例でなく、 保護対象施設の制限規定 住居集合地域に 風営法施行令 条例を根拠 パチンコ店

> ろう。 ある。 適格が認められる住民の範囲は、 広い範囲に居住する住民にも原告適格を認められる必要もあ べきものである。第一種低層住居専用地域のような場合には、 ということについては、具体的状況により、 また、パチンコ店が所在する住居集合地域の状況、 なる。原告適格はパチンコ店の施設規模、営業状況等により に判断すべきものであろう。 立てば、「おおむね一〇〇メートル以内」とする理由は乏しく 種低層住居専用地域か準住居地域かによって異なるもので 結局、 したがって、どの範囲の者に原告適格が認められるか もんじゅ事件最高裁判決が述べたように、原告 社会通念に照らし、 個別に判断をす 例えば第 合理的

を検討する。 (3本判決は、判旨三で、法人は原告適格を有しないとし、 (3本判決は、判旨三で、法人は原告適格を有しないとし、) (3本判決は、判旨三で、法人は原告適格を有しないとし、

生活するという利益を享受する主体にはなり得ない」とする①について、本判決では、法人は「清浄な風俗環境の下で

V3 る<sup>9</sup> ものである。 学問の自由、 保護しているかどうかを当該法律の解釈によって判断すべき 身体に関する自由や生存権は法人には認められないとされて 質上可能な限り法人にも適用されるとして、 理由につい べきである。 人に適用できないときを除き、 なり得るかどうかは、 いては、財産法上の権利、 主体となることができるとされている。その人権の範囲につ なり得るかという問題については、 法律によって認められた権利利益の享受主体に法人が ては明らかにされていない。 この場合、 表現の自由等は法人にも認められるが、 当該法律が法人に対しても権利利益を 当該法律が当該権利利益の性質上法 刑事手続き上の権利、 法人も保護されていると解す 憲法第三章の規定は性 法人が人権享有主体 法人も人権享有 信教の自由 生命や

る。平成六年判決は、保護対象施設の設置者は原告適格を有められるかどうかは風営法等の規定の解釈によるものであたれに基づく条例(以下、「風営法等」という。)によって具規定する幸福追求権に基づき、風営法、風営法施行令および風俗環境」(四条二項二号)を享受する利益は、憲法一三条に「善良な風俗と清浄な風俗環境」(一条)、あるいは「良好な「善良な風俗と清浄な風俗環境」(一条)、あるいは「良好な

療法人、 ない。 益 う利益」と「生活するという利益」も 学校等の施設であることから「業務を運営するという利 が存在することができる利益であり両者には実質的な違い 風俗環境」、 ものであり、 好な風俗環境を保全するため」 (四条二項二号)に認められた 風俗と清浄な風俗環境を保持するため」(一条)、あるい 法人に対してこの利益の享受主体になれると解していると思 もある。 するとしている。 と表現されたものである。そうすると、「業務を運営するとい われる。「業務を運営するという利益」と「生活するという利 定する趣旨が読み取れないから、 る自然人であるが、保護対象施設の設置者には学校法人、 は一見異なるようにみえるが、これらの利益は「善良な 福祉法人等のほか、 平成六年判決からは特にこれら法人の原告適格を否 あるいは「良好な風俗環境」の下に、 風営法施行令六条一号ロが保護している対象が 平成六年判決の原告は診療所の経営者であ 都道府県、 平成六年判決は風営法等が 「善良な風俗と清浄な 市町村等の行政主体 法人や住民

が良好な環境の下で療養や勉学等を行う必要があることか、世置目的を達成することができるように保護対象施設の利用者は、また、「業務を運営するという利益」は、保護対象施設の設(

うことができる。 のである。「業務を運営するという利益」は、 境の下で保護対象施設を利用する利益を保護しようとするも ò な風俗環境の下に「生活するという利益」と変わらないとい 保護対象施設の設置者に認められたものである。 これは実質的に保護対象施設の利用者が良好な風俗環 周辺住民の良好 そうす

環境の下で生活するという利益を享受する主体にはなり得な い」とする結論には賛成できない。 規定から読み取ることは可能であり、 という利益を享受する主体」になり得ることが、 以上のことから、法人も「清浄な風俗環境の下で生活する 本判決が「清浄な風俗 風営法等の

無理がある。

解されるから、 実上代表しているという考えもあるが、風営法等は、 象施設の設置者の固有の利益としてこの利益を認めたものと が良好な風俗環境の下にある利益であることから、これを事 設置者に認められた利益は、 馴染まないものであるから②は妥当である。 の下で生活するという利益」は、 いう利益は代位に馴染まない」としている。 「清浄な風俗環境 ②について、本判決は、「清浄な風俗環境の下で生活すると このような考えは妥当でないと思われる。 実質的に保護対象施設の利用者 その利益の性質上、 保護対象施設の 代位に 保護対

> る。 として原告適格があることを主張したのに対するものであ してその賃借人の住環境の整備を行う義務があることを根拠 益は代位に馴染まない」と述べているのは、 ることまでは含まれないと解されるから、 また、 しかし、 本判決が 賃貸人の義務に本件各承認の取消訴訟を提起す 「清浄な風俗環境の下で生活するという利 このような主張も 原告が賃貸人と

きない。 しても周辺住民に財産権を保護する趣旨を読み取ることは 無理があろう。 あって、行訴法が法律上保護された利益説をとる限り、この てパチンコ店の設置が禁止されることによる反射的利益 しないことによって生ずる財産上の利益は、 の地価が下落することもあろう。 コ店が許可された結果、本件のように営業所周辺に存在する れるべき利益に営業の利益が含まれないとしている。パチン ような財産上の利益によって原告適格を根拠づけることには マンションの経営に影響が生ずることはあろうし、 ③について、本判決は、 したがつて、③は妥当である。 風営法等の規定からは行訴法九条二項を考慮 本件各承認を行うにおいて考慮さ しかし、パチンコ店が存在 風営法等によっ 周辺土地 で

めて議論の余地が残されていると思われる。である。取消訴訟の原告適格については、なお、立法論を含るとしても、違法な行政処分そのものを攻撃することも必要場合には、国家賠償法に基づき損害賠償を求めることはでき

合地域に居住することを前提としていたようである。(⑶ 解すべきであり」としていることから、住民が住居集合地域 する住民のうち、 で「個別的利益が保護されている者は、 場合においても、 準工業地域にあることから原告適格を否定することはできな Xのマンションが本件条例では住居集合地域とされてい 住民に原告適格はないとしていたが、周辺住民は当然住居集 での裁判例でもこの点を必ずしも明らかにすることなく周辺 必要であるかという問題と同じである。 かったであろうか。 に居住することが必要であるとしているようである。 本判決はXが法人であることから原告適格を否定したが、 当該住民が住居集合地域に居住することが 営業所の周辺に居住する住民に限られると これは周辺住民に原告適格が認められる 住居集合地域に居住 本判決は、 判旨二(3) これま ない

としていないこと(四条二項二号)にかんがみれば、風営法全するため特に風俗営業所の設置を制限する必要がある地域風営法等は住居集合地域以外の地域を良好な風俗環境を保

等は住居集合地域以外の地域に居住する住民に対しては、特等は住居集合地域以外の地域に居住する住民に対しては別に良好な風俗環境の下に居住することを保護利益としてはいいと解することもできる。このような解釈に立てば、本判として、Xの原告適格を否定することも可能であることを理由として、Xの原告適格を否定することも可能であったと思わるならば。住居集合地域以外の地域に居住する住民に対しては、本判の時間の制限等の規定から根拠づけることを保護利益としてはい、本時間の制限等の規定ができる。このことについては最後も原告適格を認めることができる。このことについては最後も原告適格を認めることができる。このことについては最後も原告適格を認めることができる。

には無理があり、判旨四は妥当である。

「我がいない住民が将来保育所を利用する可能性に基づく主張名ことを理由として原告適格を主張したのに対し、本判決は、ることを理由として原告適格を主張したのに対し、本判決は、所圏内に居住しているXが、将来、子や孫が保育所に通所すの過(4本件敷地から一○○メートル以内に所在する保育所の通

かったが、この問題について検討してみる。施設の利用者に原告適格が認められるかどうかは判断されな本判決では、原告に子や孫がいなかったことから保護対象

保護対象施設の利用者に良好な風俗環境の下にある利益が

れる。(エラ) 利用するということだけでは原告適格を有しないと思わ る。 設の利用者にも良好な風俗環境の下にある利益を保護してい 施設の付近に居住し、 この場合に該当するものと思われる。 が長く、利用期間が長期間継続しているときであると解され ると解すべきである。 営法施行令六条一号ロの規定文言にこだわらず、 対象施設の利用者が周辺住民と同様な状態にある場合は、 俗環境の下にある利益を保護していると解されるから、 を考慮すべきでる。風営法等では周辺住民に対して良好な風 風営法等によって保護されているかどうかは、風営法等の「規 定の文言のみによることなく」、風営法等の「趣旨及び目的」 学校、保育所等の利用者、 保護対象施設を利用者が単に日常的に このような場合とは、 病院、 診療所の長期入院者は したがって、 一日の利用時間 保護対象施 保護対象 保護 風

### 四 おわりに

に良好な風俗環境の下にある利益を保護しているかどうかをで、原告適格の有無を判断するために制限地域規定が住民等営業の許可が制限地域規定に違反するとして提起された訴訟本判決を含めてこれまでの訴訟で問題となったのは、風俗

討してみたい。
された事例はなかった。そこで、最後にこの問題について検
な風俗環境の下にある利益を保護しているかどうかが問題と
時間の制限等の規定等から住民等に対して善良な風俗と清浄
訴訟の原告適格について、制限地域規定を抜きにして、営業
判断したものであった。したがって、風俗営業の許可の取消

きた。 とができる。 法律上保護された利益説にいう「行政法規」であるというこ 当然に導き出されるものではない。 なければならないということが法律上保護された利益説から 利益を有する者」の法律が許可要件を定めた規定に限定され されていた。しかし、行訴法九条一項に規定する「法律上 の制限等の規定は許可された風俗営業者の遵守事項にすぎな できない。 された利益であれば良いという以上のものを読み取ることは いから、これら規定は原告適格を認める根拠とはならないと 政法規」とは許可の要件を定めた規定を指すものと解され これまでの法律上保護された利益説では、「処分を定めた行 したがって、 そうすると、 風俗営業許可の取消訴訟では、 許可要件を定めた規定以外の規定も 行訴法からは法律で保護 営業時間

取消訴訟において第三者に原告適格が認められるために

域規定に違反するとして提起された風俗営業許可

Õ

取消訴訟

5

先に保留していた問題として、住居集合地域に係る制限地

民は原告適格を有すると結論づけることも可能であろう。 から、 の清浄な風俗環境を守るため具体的な措置を講ずることが義 業者等に指導する権限を有しており、 理者を置かねばならないこととしている。 風営法二四条は、 ていることが必要である。 は 務付けられていると解することができる。 保護される利益も地域が限定されているといえる。 を受ける。また、 ると、この規定により保護される住民は一般人から区別され 囲は営業所から一定の距離にある地域に限定される。 いて騒音・振動を規制している。騒音・振動の被害が及ぶ範 な風俗環境の保持を目的とした上、 た特定の者であり、 :益以上の利益を一般人から区別された特定個人に保護し 当該第三者に対して行政法規が公益に吸収される一般人 風営法一条の目的規定および営業時間の制限等の規定 違法な風俗営業許可に対して営業所周辺に居住する住 広告・宣伝の規制や営業時間の制限により 法令の規定を遵守するため営業所ごとに管 その者は一般人が受ける被害以上の被害 風営法は一条で善良な風俗と清浄 一五条で営業所周辺にお 管理者には営業所周辺 管理者は、 以上のようなこと そして、 風俗営 そうす

> ば、 ず営業許可の 立てば原告適格が認められる場合があろう。 する住民は原告適格を有しないとしたが、このような立場 たとも考えられる。また、先に、保護対象施設の付近に居住 には原告適格がないとしたことは、 人に対して、マンション所在地について触れることなく法人 なくなる。本判決も準工業地域にマンションを有している法 必要であるかという問題があった。 の原告適格について、 住民が住居集合地域に居住することは原告適格の要件で 取 消訴訟 住民が住居集合地域に居住することが の原告適格が認められるとするなら このようなことを想定し 制限地域規定にかかわら

 $\widehat{2}$ 3 選Ⅱ(二○○六年)三六○頁、福井秀夫=村田斉志=越智敏 田中 塩野 芝池義一『行政救済法講義 謙 「風俗営業許可と第三者の原告適格」行政判例 [第四版]』(二〇〇五年) 一一 第三版』(二〇〇六年)

 $\widehat{\underline{1}}$ 

宏

『行政法II

- $\widehat{4}$ 事件) 最判平成元年二月一七日民集四三巻二号五六頁 『新行政事件訴訟法』二八六頁 (新潟空港
- 地域居住者の原告適格」判例評論四八九号(一九九九年)一 頁は、 保木本一 行訴法改正以前から、 郎 「風俗営業許可処分の取消訴訟と風俗営業制限 騒音 振動の規制に関する規

<sup>ハ</sup>た。 定を公益保護を志向しているとみることに疑念があるとして

- (6) 衆議院法務委員会平成一六年四月二八日会議録
- 原告適格はないとする理由としていた。 人一人を保護対象とすることはできないとして、周辺住民に 部においては広域に及び、居住者の数も膨大であり、その一 が居住者の原告適格」法曹時報(一九九九年)五一巻一二号 域居住者の原告適格」法曹時報(一九九九年)五一巻一二号
- (8) 最判昭和四五年六月二四日民集二四巻六号六二五頁
- 版)』(二〇〇六年)二三一頁(9) 野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法Ⅰ(第四
- 六頁(平成一〇年判決の評釈) 域居住者の原告適格」法学教室二二六号(一九九九年)一三(1) 野呂 充「風俗営業許可処分の取消訴訟と風俗営業制限地
- (11) 野呂前掲一三七頁
- という理論によっていないとしている。 設の設置者の利益が施設利用者の利益を事実上代表している頁(平成一〇年判決の評釈)は、平成六年判決は保護対象施域居住者の原告適格」判タ一〇三六号(二〇〇〇年)三四八(12) 長屋文裕「風俗営業許可処分の取消訴訟と風俗営業制限地
- 周辺住民の原告適格を否定していた。平成一〇年判決もこの内の居住者等であるかはさておき」としてその判断を避け、(3) 平成一〇年判決の一審は、「その全員が第一種住居専用地域

- (4) 保護対象施設に診療所を規定している条例の中に、入所者ことに触れることなく、周辺住民の原告適格を否定していた。
- (15) 京都地判昭和六一年一〇月一六日判夕六三九号一四五頁がいる診療所に限定しているものがある。
- (平成六年判決一審の評釈)、大橋前掲二一九頁野口貴公美・自治研究七三巻(一九九七年)五号一一四頁

16

(17) ジュリスト増刊「改正行政事件訴訟法研究」(二〇〇五年)

七一頁(芝池発言参照)

住民の訴えの利益」法学協会雑誌一一一巻一二号(一九九四(18) 桑原勇進「原子炉の設置許可処分の無効確認を求める周辺

年)一五四頁(もんじゅ事件の評釈)

- るいは本案の問題であろう。うが、これは原告適格の問題ではなく、行訴法一○条一項あは、このような違法の主張は認められないという考えもあろえば風営法四条一項の許可基準に違反しているような場合(9) 風俗営業の許可が、地域制限規定ではなく、他の規定、例(5)
- 肯定する余地がある」としている。
  れば、少なくとも営業所と至近距離にある者には原告適格を九九〇年)一六頁は、「保護対象施設からの距離制限違反があ地域制と許可処分取消訴訟の原告適格」判例評論三七五号(一) 藤原淳一郎「風俗営業法ならびに同法施行条例による制限